

松山家庭裁判所委員会議事概要（第7回）

1 日時

平成19年2月19日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

祖母井明，小武元，武田秀治，田中忠，沼田幸雄，東俊一，日野諄二，平林茂代，堀貴博，松上豊，村地勉

(2) 事務担当者

黒坂事務局長，伊村首席書記官，多賀次席家庭裁判所調査官，佐藤次席家庭裁判所調査官，香川総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判所利用アンケート結果報告

●アンケートの結果は，机上配布の資料のとおりです。

平成18年7月から平成19年2月9日現在までに18人分を回収しました。回収したアンケートの意見としましては，苦情的なものもありますが，多くは好意的な意見でした。場所のわかりやすさということにつきましては，回答者18人中16の方がわかりやすい，又はあまり迷わずに行けたという意見でした。次に職員の説明・応対につきましては，回答者17人中13の方がわかりやすい，又は普通という意見でした。意見を言えたかどうかについては，回答者12人中6の方がほぼ言えたということでした。

○意見の中で，次の相談者がいる前で私的なことを話されたということが書かれていたようですが，相談室の場所と相談控え室の実情について説明して頂きたい。

- 庁舎玄関1階から入って右側奥に、長いすを置いた待合室があります。その奥に、相談室が2部屋あり、相談室のドアを閉めますと、プライバシーは守られていますが、ドアを開け閉めするときに、中の会話が聞こえることはあります。
- 相談時間等について、説明して下さい。
- 相談時間は、ひとり20分ということで、それを説明したプレートを相談控え室に備えつけています。
- 5分で追い立てられるということがあるのですか。
- 相続放棄とか簡単なものであれば5分で終わることもありますが、20分ぎりぎりか20分を超えることもあります。
- 40分以上待つことがあるのですか。
- 3人以上相談者が待つようであれば、応援するようになっています。
従って、40分以上待つことは、まずありません。
- 予約制にすることは考えていませんか。
- あまり待つようであれば考えますが、子の氏の変更とか、相続放棄とかいった簡単なものもありますから、予約制には踏み切っていません。
- 相談員は、主任書記官クラスの人が行っているのですか。また、相談した後、3階の書記官室に行って手続をしてもらうようなことをしていますか。
- 子の氏の変更とか、相続放棄とかでは、戸籍謄本とかを持ってきておられればそのまま3階の書記官室で手続してもらっています。それ以外の事件につきましては、戸籍謄本とかその他の資料を揃える必要がありますので、手続を説明して資料を渡した後、あらためて申立のために来庁してもらうか、郵送してもらっています。相談は、原則として書記官有資格者と調査官が行っています。
- 待合室のテレビで、ビデオを映しているのですか。
- 手続案内のビデオを映しています。今後、成年後見のビデオを映すことを検討しています。
- 配布資料の中の意見を見ると、同一人物が書いたのかもしれないと思われるも

のがありますが、どうでしょうか。

- 同一人物が書いたものが6枚ほどあります。

これは感想ですが、裁判所や調停委員への不満を言っていると思われます。

- このアンケートは匿名で意見を聞いています。それとは別に、総務課に苦情を申し立てる方もいます。その場合には、名前を告げられますので、担当職員から、調停委員の名前や事件が分かりますから、きちんと調査してそういう事実があったかどうか確認しています。このアンケートは、そこまでの作業ができませんので、調停委員の研修の場でこういう意見がありますということを行っています。

(3) 待合室での当事者の呼出方法について

- 前回のアンケートの意見の中に、待合室で名前で呼ばれたが、ああいう場所では、名前を呼ばれたくないというものがありました。その検討結果を発表してください。

- 調停の当事者から、調停委員から関係人待合室で名前で呼ばれたが、プライバシーの問題があるので配慮して欲しいというものでした。調停担当者と受付係を含めて検討しました。その結果、誰々さんと氏で呼ぶのは、一般生活で定着していると思われます。氏で呼ぶ以外の方法では、受付で渡した番号札の番号を呼ぶとか、事件番号で呼ぶことも検討しましたが、どれも一長一短があり、現在のように氏で呼ぶ扱いにしています。

○何号室とかいった調停室名で呼ぶ方法はどうか。

- 問題になるのは、最初に裁判所に来たときだけです。2回目以降は、調停委員と顔馴染みになっていますし、裁判所から事件番号や次回期日を書いた病院の診察券のようなものを渡していますから、事件番号で特定して呼び上げることができます。裁判所は、これに拘っているわけではありませんから、何かほかにご意見があれば言って頂きたい。

○あまり配慮しすぎて、腫れ物に触るような扱いになってしまうのはいかがなもの

のかなと思います。

- アンケートは、今後も続けて行きたいと思いますが、アンケート結果につきましては、このままの状態にするか、簡略化するかはいたしますが、何らかの形で報告したいと思っています。

(4) アンケート意見の出る割合等について

○アンケートは、来庁者のうち、どれくらいの割合の人が書いてくれているのですか。

- 相談者は1日何人くらい来るのですか。

●1日10人くらいです。

- 調停事件の当事者が30人ないし40人、少年事件やその他の事件で来る人を入れて1日100人くらい来庁者があるわけですから、意見を書いてくれる方は、割合からすれば、極めて少ないことになります。

○今回のアンケート結果を見ると、重複して書いてあることから極めて少数と言えます。パーセンテージが低い場合、こういうことを喜んで書く傾向にありますから、あまりそこに左右される必要はないと思います。

(5) 家事調停制度及び家事調停事件の統計上の動向についての説明

(家事調停制度及び家事調停事件の統計上の動向について、説明した。)

(6) 調停期日について

○当事者が調停期日に用事があってなかなか出てこれないとかで、事件終了まで長くなるとかいったことはありませんか。

●出て来られる日を選んでいきますので、そういったことはないと考えています。

- 次の期日を決める場合にも、他の家裁に比べて調停室も調停委員の数も多いので、窮屈な期日指定もありませんし、期日の間隔も比較的短いのが現状です。

(7) 乙類調停事件の調停不成立による審判移行について

○当事者が、弁護士の所に相談に来たときに、「乙類調停事件が調停不成立で終わってしまった」と言う人がいますが、乙類調停事件が審判に移行することを

理解していない印象があります。

○乙類調停事件は不成立で終わった場合、原則、審判事件に移行します。ただし、遺産分割事件とかでは、その前提問題が解決していないために取り下げを勧告することがあります。その辺、分かり易い説明を心がけることにします。

(8) 調停申立書の作成について

○普通の国民にとって調停申立書を書くのは、難しいのではないですか。

(定型申立書配布)

●定型申立書一式について、説明します。これは、受付に置いており、裁判所に来られた方に渡しています。1枚目が手続の説明、2枚目が申立書用紙、その後に記載例があります。申立用紙に○印を付けたり、簡単に記載すればよいようになっています。また、裁判所が知りたいことを申立附票の形にしていますので、これに詳しく記載していただけるようにしています。

調停は、最初は、簡単な申立書だけで開始します。ただし、調停開始後に難しい法律問題が出てきて、後から弁護士が付くことがあります。当事者の中には、自主的に多量の書類を作って来られる方もいます。

■自主的に申立書の添付資料として多量の書類を作ってくる場合があります。例えば、今までの経緯を書いた陳述書を作り、これに日記のコピーを付けてくるようなこともあるのです。しかし、それは、当事者が裁判所に事情を早く分かってほしくて自発的にしていることで、裁判所が要求しているわけではありません。調停委員は、別途、情報を収集しながら調停を進めています。

●夫婦関係調整の調停については、4月から施行される年金分割についてその按分割合を定める申立の記載が入った申立書用紙を用意しています。

(9) 離婚調停の申立人の性別について

○離婚調停の申立人の性別の割合は、どれくらいの割合ですか。

○裁判官の感覚としては、女性が多いと思いますが、だんだん若い男性からの申立が多くなっています。

○弁護士としての印象では、熟年夫婦の場合は、女性が多いと思います。

(10) 家事相談について

○家事相談の広報はどのようにしていますか。

●最高裁判所のホームページに掲載しています。ほかには、裁判所の本庁や支部の庁舎外に、無料の家事相談の看板を出しています。

○家事相談では、弁護士法の関係があって、裁判所では、法律相談にわたって行くことができませんが、その辺、来られる人は分かっていないようです。

○家事相談の件数は、1日どれくらいですか。

●1日10件くらいで、うち法律相談にかかりそうなものが4割くらいです。

(11) 次回の議題について

■以上で、よろしいですか。では、次回の議題について、伺います。何か議題がありましたら、お聞かせください。

ご意見が無いようですが、保護的措置ではいかがですか。保護的措置とは、家庭裁判所が、少年の再非行防止のために、調査・審判の過程で、少年や保護者に対して行った事実上の措置のことを言います。

(特に異論なし)

(12) 次回家庭裁判所委員会の開催日時

平成19年7月10日(火)午後1時30分